

瀬戸市水道事業給水条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第11号

瀬戸市水道事業給水条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市水道事業給水条例施行規則（昭和35年瀬戸市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(同意書等の提出) 第3条 <省略> <u>2 前項の規定にかかわらず、民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、同項第1号（他人の土地内に給水装置を設置するときに限る。）及び第2号の規定は、適用しない。</u> <u>3 前項の場合において、条例第9条第1項の規定により申込みをする者は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書を市長に提出しなければならない。</u>	(同意書等の提出) 第3条 <省略>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。